

狭山市テニス協会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は埼玉県狭山市テニス協会と称する。
- 第2条 本会は狭山市内の硬式テニス団体を統轄し、硬式テニスの普及発展を図りテニスを行う人達の親睦と人格の形成等を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため下の事項を行う。
- 1 市内硬式テニス選手権大会の開催
 - 1 県民体育大会選手派遣
 - 1 硬式テニス教室開催
 - 1 その他、本会目的達成に必要な事項
- 第4条 本会は狭山市内の硬式テニス統轄団体として狭山市体育協会に加盟する。
- 第5条 本会は事務所を狭山市内に置く。

第二章 会 員

- 第6条 本会は原則として下の団体会員と一般会員をもって組織する。
- 1 団体会員 テニスクラブ・官庁・会社・サークル・学校等の団体
 - 1 一般会員 協会主催大会への参加者
- 第7条 本会に入会を希望するものは所定の手続きにより申込み、理事会の承認を必要とする。
- 第8条 会員は別に定める会費を、毎年原則として3月末日迄に納入するものとする。
- 第9条 会員にして本会則に違反するか、本会の対面を傷つけた行為ありと認められた時は理事会決議により除名することができる。

第三章 役 員

- 第10条 本会は下の役員を置く。
- 1 会 長 1名
 - 1 理事長 1名
 - 1 理 事 団体から1名ないし2名とし、理事長・会計を含む
 - 1 会計監査 1名(前年度の会計)
 - 1 上記の他、名誉会長・顧問等を置くことができる。
- 第11条 会長・理事は総会において選出される。
理事長・会計は理事会において互選する。
役員任期は、2年とし、再任はこれを妨げない。
- 第12条 名誉会長・顧問等は理事会がこれを推薦し、会長が委嘱する。
- 第13条 会長は本会を代表し、会務を統理する。
理事長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
会長が不在の場合は、理事長がその職務を代行する。
- 第14条 理事会は本会の会務を企画し、運営・実務を統理する。
- 第15条 会計は本会会計を担当する。
- 第16条 会計監査は本会会計を監査し総会に報告する。
- 第17条 理事は本会の運営・実務等に当たる。
- 第18条 役員は理事会を組織して会務を遂行する。
- 第19条 役員は任期満了後でも後任者が就任する迄は、その職務を行うものとする。
又補欠による役員任期は前任者の残余期間とする。

第四章 総会及び理事会

第20条 総会は本協会の最高議決機関であり、会長がこれを召集し下の審議を行う。

- 1 予算及び決算
- 1 事業計画
- 1 役員の選出
- 1 会則の改訂
- 1 その他必要事項

尚、総会の召集は総会開催日より10日前迄に会員に通知しなければならない。又臨時総会は理事会が必要と認めたととき、又は会員の5分の1以上から審議すべき議題を示して請求があったときは、之を開催しなければならない。

第21条 総会は理事の過半数(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

第22条 無断欠席者は委任状を提出したものとみなす。

第23条 理事会は役員によって構成され過半数以上の出席をもって成立する。

第24条 理事会は総会の決議に基づき本協会運営に必要な事項を決定する。

第五章 会 計

第25条 本協会は補助金、会費及びその他寄附等により運営される。

第26条 本協会の会計年度は毎年1月1日をもって始まり、12月31日に終わる。

附 則

- 1 この会則は総会の決議がなければ改訂できない。
- 1 この会則の施行に必要な細則は理事会で別に定める。
- 1 この会則は昭和60年1月1日より施行される。
- 1 この会則は平成21年1月1日より施行される。(第5条、第6条、)
- 1 この会則は平成28年1月1日より施行される。(第6条、)
- 1 この会則は平成29年1月1日より施行される。(第6条、)
- 1 この会則は平成31年1月1日より施行される。(第13条、)
- 1 この会則は令和5年1月1日より施行される。(第6条、10条、11条、13条、21条)

狭山市テニス協会会則

細則

1. 入会手続き

団体会員： 所定の登録用紙に、団体名・代表者名と各会員の住所・電話番号・生年を記入し、会費を添え申し込む。
尚、年度内の追加登録は、別途書面にて理事会あてに提出するものとする。

一般会員： 書面に氏名・住所・電話番号・生年を記入し、会費を添え理事会あてへ申し込む。在住・在勤を証明するもの
(免許証等の写し)の提示を求められる場合がある。

2. 会 員

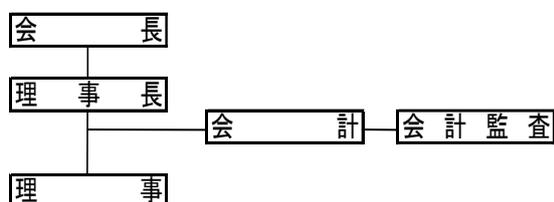
会員は団体に所属する団体会員と個人の一般会員を対象とする。

3. 会 費

団体会員： 1会計年に 100円/人

一般会員： 1会計年に 500円/1人

4. 役 員



5. 市民大会運営等

協会加盟団体は協会が主催する(団体戦、ミックス、ダブルス、シングルス、記念大会)の大会運営に協力するものとする。(大会レフェリーは役員が担当する。)

6. 弔慰金について

協会役員の子親等親族が死亡した場合には、協会より原則として1万円を弔慰金として支出するものとする。

7. 大会参加資格

理事会にて別に定める。

狭山市テニス協会 大会参加選手資格（細則）

【大会区分】

A 市民体育大会：市民の健康増進、親睦等を目的とする。

下記①～③のいずれかに該当する者。

- ① 狭山市テニス協会登録団体会員。
- ② 狭山市テニス協会一般会員。
- ③ その他、理事会が認めた者。

B 協会選手権大会：最優秀選手（組）の決定。県選手権大会、都市対抗戦等の推薦選考。選手の技能向上等を目的とする。

下記①～④の全て又は、⑤に該当する者。

- ① 狭山市テニス協会として埼玉県登録選手。
- ② 他郡市協会の選手権大会（県選手権大会予選大会、選考大会）に参加していない者、または参加しない者。
※狭山市選手権大会申込後に他郡市選手権への参加を決めた場合、速やかに申し出て出場を辞退する。
- ③ 他郡市協会から県選手権大会に出場していない者、出場しない者。
- ④ 他郡市協会から県選手権本戦、予選の権利を取得していないもの。
- ⑤ その他、理事会が認めた者。

※ 県選手権大会有資格者が、所属郡市協会を他郡市協会から本協会へ変更申し入れがあった場合、その協会の了承を得ているものとする。

C 交流大会：交流、親睦、育成等を目的とする。

下記①～③のいずれかに該当する者。

- ① 狭山市テニス協会登録団体会員。
- ② 狭山市テニス協会一般会員。
- ③ その他、理事会が認めた者。

※ ジュニアの育成を目的とした団体の扱いについて

- ・狭山市内の施設（テニスコート）を主とする活動場所に行っていること。
 - ・ジュニアの育成を目的とした活動を行っていること。
 - ・団体に所属する者が主要とする郡市協会が狭山市であること。
 - ・上部組織（埼玉県・関東ジュニア 等）にその活動が認められている団体であること。
- また、認められている者であること。

【推薦】

- ① 理事会もしくは理事会より任命された者が選考推薦する。
- ② 原則として区分Bの大会より選考推薦する。
- ③ 県選手権大会の推薦を受理した者は、原則県選手権大会に出場すること。

【倫理】

- ① 協会に登録する全ての会員は、J T A倫理規定を熟読のうえ理解しなければならない。
- ② 協会活動の全ては、スポーツマン精神とボランティア精神をもって成り立っていることを理解しなければならない。
- ③ 違反行為が行われた場合、もしくは違反行為を発見した場合には、速やかに理事会に報告しなければならない。報告は匿名ではなく必ず登録団体名と氏名を明確にすること。理事会は報告を受けた後、速やかに審査を行い然るべき処置をとる。

【ペナルティ】

不正が確認された場合は、理事会にて協議し、ペナルティの対象となる。

【その他】

- ① 不明な点等がある場合は、必ず役員に連絡し確認すること。
- ② 意見、質問、報告等は必ず登録団体と氏名を明確にする。原則として匿名の場合、受け付けない。

連絡先：sayama.tennisKK@gmail.com

【改訂履歴】

H27/12/9

H29/12/20

R04/4/18 会費の変更

R05/2/18 文言適正化・修正